兵庫県公報

平成30年9月25日 火曜日 号 外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

۸° ---'/'

1

告示

兵庫県告示第834号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、平成30年9月11日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県 知事に対して申し出ることができる。

平成30年9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
屋形土地改良区	県営土地改良事業によ り造成された施設の維 持管理事業	屋形地区	平成30年9月25日から 同 年10月15日まで	神崎郡市川町役場